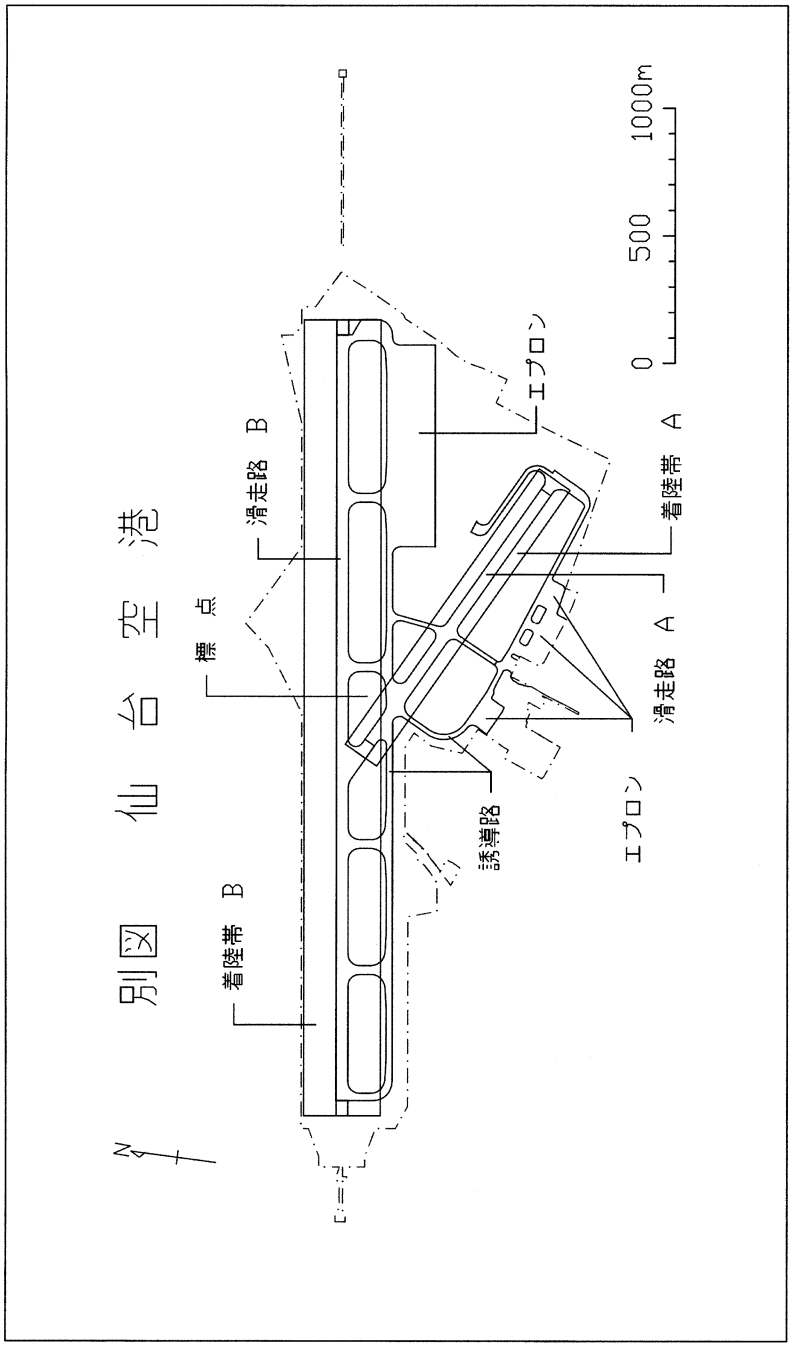


○国土交通省告示第八百五十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項第一号イに次のように加える。

(4)　国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際相互承認則」という。）第５条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.2.に限る。）に適合するもの

第二十条第三項第一号ロに次のように加える。

(4)　国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際相互承認容器細目告示」という。）第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているものであって、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.2.に限る。）に適合するもの

第二十条第三項第二号中「であって専ら乗用の用に供する車両総重量4.54ｔ未満のもの」及び「以下この号及び次号において「圧縮水素ガス燃料乗用自動車」という。」を削り、「次に掲げる基準に適合するものであること。」を「協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.1.6.までに限る。）に定める基準に適合すること。」に改め、同号イからホを削り、同項第三号中「圧縮水素ガス燃料乗用自動車以外の」を削り、「二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。」を「三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車に限る。」に、「適合するものであること。」を「適合すること。」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔを超える自動車に限る。）にあっては、ガス容器及び容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が300㎜以上である位置に取り付けられていること。

第二十条第四項各号を次のように改める。

一　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則の附則３に限る。）に定める方法又は別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。